平成２４年１２月定例会　　12 月 14 日

本会議における採決にあたっての梅津則行議員の反対討論

この後、賛成 15、反対 10、棄権 1、の多数決で採択された。

日本共産党議員団を代表して、議案第 104 号について反対の立場から討論をいたします。

９点にわたり、その理由を述べたいと思います。

その理由の第１番は、この条例案に対してさまざまな角度からの検討が求められており、その一つ一つについて丁寧に慎重に審議することが必要だからであります。提案者は、これにて議論は終わりとの認識のようですが、児童・生徒の教育内容に踏み込む条例であれば、時間をかけるべきです。それは、子どもを真ん中に、保護者、教職員が手を携え、教育委員会が支える仕組みになっているからであります。そして、この条例案の内容は、幅広い内容を含んでいるからであります。急いで決断をして条例化することではなく、関係者の英知を集めて教育というのはつくり上げるものだと思います。

以下、具体的な事項として５点上げたいと思います。

１つ、今子どもたちは学校にどんなことを望んでいるでしょうか。2つ目に、保護者の皆さんは、子育てや教育に、基礎学力以外にもどんな思いを持っているのでしょうか。３つ目に、それでは保護者の皆さんが置かれている現実は、仕事や子どもの生活の実態はどうなっているのでしょうか。４つ目に、子どもの教育を担当している学校現場では今どんな問題や悩みがあり、どんなことに苦労しているでしょうか。５つ目に、その大変な中で頑張っている現場の実情をどのように認識をされているのか。

例えば以上５点についての提案者からの説明はありません。また、そのことについて調査分析した資料も提示をされておりません。議連の皆さんは、基礎学力が低下しているという現状を一生懸命調査されたものと思います。また、外部から講師を招いた６回にわたる学習会を経ています。その後に条例案の検討を開始しております。しかし、そこには、基礎学力の低下についてのその要因と背景を総合的に把握し、本来の教育の目的に沿った改善提案を示していません。いわば改善提案なき条例化と言わざるを得ません。

例えばの例で少々お話をさせていただきます。

子どもたちが基礎基本を身につける上で、社会的な課題が多数あり、また深刻な現状があります。例えば、１カ月の間に一冊も雑誌を読まなかった割合、これは漫画も含めてでありますが、平成 10 年は小中高ほぼ 10 人に１人がそうでした。しかし、平成 20 年は、小学校では４人に１人、中学校では３人に１人、そして高校生に至っては半分近くの児童・生徒が雑誌も一冊も読まないという事態を迎えています。これは、小説などの本を除いた雑誌においても活字離れが進んでいるという現状を示しています。このことが子どもの学力にどんな影響を及ぼすとお考えでしょうか。

小さいときから子どもたちが成長していくのは、まず最初に言葉の獲得です。言語を獲得して、考える力がつくられていきます。そういう場面が削られているというのが今の現状ではないでしょうか。基礎基本を身につけることから離れていっている現状がある。

また、最近では、携帯電話でのメールの送受信件数と就寝時間についての調査も行われています。受信件数が極めて多い子どもほど、就寝時間が非常に遅くなっている。午後 11 時、午前０時というふうになっているそうです。今、児童・生徒の周りで起きている状況や環境について、冷静に、客観的に、そして総合的に、しっかり釧路の子どもたちの現状を把握して、関係者の皆さんとの共通認識をつくって改善策を提案することが、まず議員としてすべきスタートではないでしょうか。

以上のことから、この議案第 104 号は、条例ありきの提案と言わざるを得ません。

さて、理由の２つ目は、保護者、教職員、教育専門家の意見を聞く場面を設定していないことで

す。多くの保護者、教職員が、この条例の内容と意味をご存じないからです。直接児童・生徒にかかわる方々がそれでは置き去りにされていると言わざるを得ません。また、障がいを持っている子どもたちもしかりであります。にもかかわらず、保護者や教職員の、また学校の責務が示されています。

さて、議連提案の条例案について知り得る関係者市民は一部です。教育推進基本計画については、11月1日発行の広報くしろにパブリックコメントの実施を周知しております。ですから、ほとんどの市民の皆さんが事前にその情報を得るその場面がしっかり保障されています。しかし、議案第104号の条例案については、ほとんどの方々がその情報を知り得る場面が保障されていない。

基礎学力は読み書き計算の数値で把握できるもの、この定義についても、提案者の方は、いろいろな意見があるとおっしゃいました。いろいろな見方があるとおっしゃいました。であれば、なぜ数値化について肯定、否定をする方、または中立の立場の方、押しなべてそれぞれの意見を拝聴しなかったんでしょうか。これでは、自分にとって都合のよい意見だけを聞き根拠にすると言われても仕方がない。議連で発表する条例であれば、正々堂々討論会を開催して、市民の皆さんに判断していただいたらどうだったでしょうか。

理由の3点目は、これがこの条例の最大の問題点だと、またスタート時点での最大の問題点だと思います。私は、この条例がもし可決されたら、全国の教育関係者の皆さんに対して、また実際に保護者の皆さん含めて、非常に恥ずかしい、そういう思いを私はいたします。それは、釧路市議会が基礎学力を定義することに違和感を覚えるからです。そして、その内容が、本来の学力の意味を極めて狭くして、学校教育法や学習指導要領の示している考え方と違うからであります。

この点については、学力テストワーストワンと言われた台形の面積を例に、提案者と議論させていただきました。提案者は必ず、基礎学力がベースだとおっしゃいます。基礎学力が基盤だとおっしゃいます。しかし、児童・生徒の確かな学力というのは、基盤、ベースという段階論はとっておりません。それは学習指導要領においても示されております。私が知り得る限りでは、教育基本法においても学校教育法においても学習指導要領においても、ベースだという言葉は見当たりません。

確かな学力の学習指導要領で述べているのはこうです。知識や技能に加え、または活用して、こういう言葉が示されています。知識や技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などとされています。ベースという記述はないのであります。そういう考え方はありません。今回の条例提案は、そこからスタートしております。

さて今日は、パネルはちょっと用意しませんでしたが、こちらに、この間の議論のときもお示ししましたが、文科省が示している「確かな学力」の図が示されています。円が示しているのは基礎基本です。そこに同じように知識、技能、学び方、そして表現力、判断力というふうな図式になっています。そして、この説明に基づいて、学校現場の先生方は基礎学力と言われる部分の授業をされて、実践をされているのです。よって、本来の意味合いと違う定義をこの釧路市議会が行うのか、私はその点では非常に恥ずかしい思いをせざるを得ません。

さて、ベースという考え方をとればどうなるかは、もうこれは歴史的に証明済みなのであります。読み書き計算に特化して、漢字の書き取り、計算力を身につけることだけに走っていく、その方向がもう歴史的にはあってはならないということに証明されているんじゃないですか。私は、文科省とは違う定義をこの基礎学力というところで釧路市議会が行うことには、どなたも賛成できるものではないと考えます。

そしてさらに、この条例が議決された場合、それじゃあ学校の先生方は、学校現場は、学習指導要領の基礎基本の考え方と条例に基づく規定とどちらで教育課程を編成したらいいんですか。どちらで指導案を作成したらいいのですか。現場に混乱をもたらす最大のきわみと言わざるを得ません。

さて、基礎学力は読み書き計算だけに特化すると、実は矛盾も出てきます。それは、学力テストの内容が読み書き計算だけではないからであります。台形にとどまりません。例えば小学校6年生

算数A総合の問題、ジャガイモ畑の面積 40 平方メートルは学校の面積のどれだけの割合に当たりますか、この問いに対して釧路の子どもたちは、回答できない方が 21.1%いらっしゃいます。全国は 10.4%です。これは計算ができないから無回答なんでしょうか。誰が考えてもそうではありません。割合という概念が理解されていないので回答できないのです。そして、この割合の概念は、確かな学力における基礎基本の知識の一つです。読み書き計算の数値で把握できないこの割合の概念という知識を、この今回の定義によって除外するんですか。これでは本来の学力の意味を極めて狭くすることになるのではないですか。

長く述べました最大の問題はここにありとお話をさせていただきました。要するに、基礎学力の定義は国が示す内容とは違うこと、その結果、学習指導要領が示す基礎基本を極めて狭くして、本来子どもたちに身につけさせたい学力とともに、皆さんがおっしゃる基礎学力とともに、考える力、想像する力の学力も排除してしまう、よって賛成できないのであります。これは、提案されている 10 人の皆さん、思いの趣旨と合うのでしょうか。ぜひ再考を求めたいと思います。

さて、反対の理由の４点目は、施策及び取り組みごとに進行状況を毎年度公表する内容についてであります。これも議論をさせていただきました。学校別の平均点の公表については学校判断として、この条例では何もそこまではしていないと、このようなことです。私は、もっと踏み込むべきだと思います。この条例の趣旨において、公表を否定すべきだと思います。ところが、議論の過程の中では、学校判断の公表は否定をしておりません。理念条例としつつ、具体的な進行状況を毎年度公表することを責務とし、努力規定としつつ、学校判断で一つの学校がもし公表した場合、他の学校が公表しないとはなりません。結局は、ある学校が公表したら、全ての学校が公表することにつながってまいります。その最初の段階が、学習状況の実施状況を公表させる、教科書の進みぐあいを、そして学力テストの公表につながりかねない。

また、学校ごとに判断を任せた場合、学力テストの公表について学校判断に任せた場合、さまざまなことが起きてきます。例えば、一部の方が公表を迫ることもあるでしょう。また、今でもひどい学校バッシングがあると聞いています。実際、市内の団体からも、公表を教育委員会に求めております。議連に加入している大半の皆さんは、学力テストの公表は望んでいらっしゃらないと思います。しかし、条例化は、公表を後押しすることになるのではないでしょうか。条例の趣旨は、公表を求めるものではないとしつつ、学校の判断で公表することを縛るものではないと、学力テストの公表の是非について触れておりません。

以上のように、ある程度の今後経過を経て、数年後には公表への道を進むことを大いに懸念をします。そのときになって、それは条例の趣旨とは違うと述べても、条例制定により公表への道筋をつけることになるのであります。

さて、そのときに、提案された議連の皆さんは、いやいやそれは学校が判断したことです、この条例を制定したのはそういう目的ではありませんと言われるのでしょうか。条例というのは、一旦制定をされれば、廃止条例を議決しない限りは存在をします。当然、数年後にはひとり歩きをしていくでしょう。そのときになって、弁解は成り立ちません。それぐらい、議員提案をする議員提出条例というのは責任が重いものだと思います。この点は今本会議において私ははっきり申し上げておきたいと思いますし、市民から説明を求められた場合にきちんと答えていただくよう、提出した議員の皆さんの責任を求めたいと思います。

それでは、なぜ公表してはいけないのかの点についてです。提案者からは説明はもちろんありません。審議も十分ではありません。その点を曖昧にして議決しても本当にいいのでしょうか。従来から、市長、教育長は、教育的な深い理由から、学校別の公表はしないと述べていらっしゃいます。そのことが担保されたのでしょうか。

学力テストの学校別平均点の公表は、みずからドロップアウトする子どもたちを一方では生み出してきます。市内のある大手の塾が、冬期講習の募集の案内チラシに、市内の２つの中学校の学力テストと期末テストの平均点を記載をしました。これがそのコピーであります。学校名はもちろん

申し上げませんが、これを見て、保護者の皆さんは一体何に注目するでしょうか。数値に注目するでしょう。そして、保護者が数値に注目すれば、そのことは子どもたちへのメッセージとつながっていきます。テストの点数を上げることが大事と、そんなメッセージを受け取った子どもたちは、学力テストの点数につながらない学習内容に対して意欲や関心を持って取り組めるんでしょうか。さらには、そんな高い点数は自分にはどだい無理として、最初から諦める子どもたちも出てくるのではないでしょうか。

提案された議員のほとんどの皆さんは、諦めてはいけない、その子どもたちに基礎学力を身につけさせたいと提案されているんじゃないでしょうか。条例制定は、逆の道をつくっていくのではないでしょうか。再考を求めたいと思います。

反対の理由の５点目、理念条例であれば、第４条以下は削除すべきでしょう。しかし、学校ホームページへの掲載、学校運営協議会に報告する、実施状況の監視など、実は理念にとどまっておりません。説明と条文に違いありであります。さらに、十分不十分はあるとしても、学校現場において今実施されていることを含んでいるものと考えます。よって、あえて条例化する必要がないと考えます。

反対理由の６点目は、条例化することで基礎学力が向上する根拠がわかりません。また、その道筋も見えてきません。具体的に何をどうするのかが示されていないからです。児童・生徒、保護者や教職員が求めているのは、理念にとどまらず、具体的にどうするのかということではないでしょうか。

反対の理由の７点目は、第７条にある議会の責務によって、教育委員会を超えて、教育内容への介入が懸念されるからであります。基礎学力の定義をされました。そして、文科省の言われる定義とは違うということになれば、教育内容への介入につながってくるのではないでしょうか。いやいやそんなことまでは考えていない、被害妄想だという声も聞かれます。しかし、基礎学力の定義が学習指導要領とは違うことは明らかであり、その定義に基づき進めると、教育内容の介入につながる懸念は拭い去り切れません。それは、釧路の教育に責任を持つ教育委員会と教育委員会制度の否定にもつながる問題となるからです。

反対理由の８点目は、児童・生徒に基礎基本を身につけてもらうために頑張っている学校現場の実情と改善について語られていないことであります。教材研究の時間確保が困難だと言えば、何を甘えているんだ、怠慢だとのバッシングがネット上で飛び交っているようであります。教材研究15分の現状に悩みながらも頑張っている教職員を励ますことが、そしてその実態をしっかり把握して、改善の提言をすべきことではないでしょうか。基礎学力の向上という思いが、具体的にどうするのか、そういうものもしっかり考えるべきものだと私は思います。

反対理由の最後は、本条例は木を見て森を見ない提案だからであります。学校教育は公教育です。文科省が示す生きる力は、３つの要素から成り立っています。確かな学力、豊かな人間性、健康・体力です。この３つの要素をしっかり関連させながら、子どもたちに生きる力を育成していくものであります。

よって、学校教育、公教育においては教育課程が編成をされます。教育課程は、授業はもちろんのこと、課外活動、道徳など総合的な教育活動を営むそのプログラムであります。それ以外にも、例えば運動会や遠足、写生会、学芸会、合唱コンクール、家庭訪問、授業参観などなど、学校行事がトータルとして総合的に営まれております。それを直接担当しているのが学校であり、その施策、事業を支援するのが教育委員会の役割であります。ですから、基礎基本を子どもたちに身につけてほしいという場合に、１点だけを集中してその成果が獲得できるわけではないのであります。教育行政全体を調査研究して改善することが必要なことなのであります。

この際はっきり申し上げておきますが、この点が学習塾の活動とは大きな違いです。学習塾は、学校教育のような総合的な教育活動、教育課程を編成はいたしません。このところをしっかり分けて考えるべき事柄だと思います。提案されている皆さんの節々には、そこがしっかり分けられてい

ないと考えます。
　さて、そのことを視野に置いて、基礎学力が身についていない子どもたちはもちろんのこと、全ての子どもたちに基礎基本をという提案と議論が、今、市議会に求められているのではないでしょうか。一点突破して、子どもの基礎基本が身につくわけではありません。ですから、今回教育委員会から提出されている教育推進基本計画の内容をしっかり議論することこそ、市議会として大事な役割ではないでしょうか。
　以上９点について述べて、日本共産党議員団の反対の討論といたします。ぜひ、提案された皆さん、私が今申し上げた中身をしっかり受けとめていただいて、皆さんの思いがこの条例で前に進むということはどうしても私たちには考えられません。子どもたちに基礎学力をつけたいという思いは、基礎基本を身につけさせたいという思いは、これは皆さんが同じです。その方法をこの条例でするのか、総合的な支援策で行くのか、その点が求められると思います。どうぞもう一度の再考を求めて、反対討論を終わります。

以上